第1号様式(規程第7条関係)

宿舎貸与申請書

　　　　年　　月　　日

　　　北見工業大学長　殿

現住所

フリガナ

氏名

　　宿舎の貸与を受けたいので申請します。

宿舎の使用については、宿舎規程及び指示に反しないことを確約します｡

　　申請の理由

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | ◇ | 　 | ◇ | 　 |
| 　 | 　 | 　 |

宿舎貸与承認書

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　北見工業大学長

　　上記申請者に対し、下記のとおり宿舎の貸与を承認する。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 構造・規格 | 所在地 | 宿舎名及び戸番 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 専用面積 | 宿舎使用料月額 | 入居日 | 備考 |
| m2 | 円 | 年　月　日 | 　裏面の貸与の条件参照 |

　(注)　宿舎使用料月額には、駐車場に係るものを含まない。　・宿舎の貸与の条件

　　(1)　被貸与者(宿舎の貸与を受けている者をいう。以下同じ。)は、善良な管理者の注意をもって宿舎を使用しなければならない。

　　(2)　被貸与者は、宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は承認を受けないで改造、模様替その他の工事を行ってはならない。

　　(3)　被貸与者は、その責に帰すべき事由により宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

　　　　ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りでない。

　　(4)　天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により無料宿舎又は有料宿舎が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は被貸与者が負担しなければならない。

　　(5)　宿舎の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなった場合には、その該当することとなった日から20日以内に宿舎を明け渡さなければならない。

　　　イ　役職員でなくなったとき。

　　　ロ　死亡したとき。

　　　ハ　転任、配置換、就業場所の移転その他これらに類する事由により、宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。

　　　ニ　宿舎についての大学の事務又は事業の運営の必要に基づき、明渡しを請求されたとき。

　　　ホ　宿舎の廃止をする必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき。

　　(6)　被貸与者が宿舎を明け渡す場合には、明け渡す日の5日前までに明け渡す日を届け出るとともに、宿舎を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りでない。

　　(7)　被貸与者は、申請書記載事項のうち、2(自宅保有の有無)について変更が生じた場合には、速やかに宿舎担当者へ届け出なければならない。

　　(8)　被貸与者は、新たに主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、すみやかに宿舎担当者へ届出を行い、承認を得なければならない。

　　(9)　宿舎の維持管理の必要に基づいて、本学において宿舎の内外を調査するときは、被貸与者は正当な事由がなくこれを拒んではならない。

　　(10)　宿舎内における盗難、損傷等の事故により、被貸与者が受けた損害については、本学は一切その責任を負わない｡

　　(11)　犬、猫、鶏等は飼育してはならない。

　　(12)　上記のほか、被貸与者は宿舎の使用についての指示に反してはならない。